



協議会ニュース

|       |                                    |         |                            |
|-------|------------------------------------|---------|----------------------------|
| 宛先:   | 会員、並びにオブザーバーの皆様へ                   | 差出人:    | 高速道路無料化推進協議会<br>会長 小野寺 和喜代 |
| 電話:   |                                    | FAX 番号: | 029-350-7258               |
| ページ数: | 本 状                                | 日 付:    | 令和4年10月14日                 |
| 件 名:  | 《訴訟の構え》 令和4年9月27日 判決『請求棄却』 東京地方裁判所 |         |                            |

会員並びにオブザーバーの皆様へ

いつもお世話になっております。

《訴訟の構え》令和3年8月に提訴した『高速道路走行料金取立禁止確認請求事件・行政訴訟』について、東京地方裁判所は「請求棄却」との判断をしました。

これは、地方裁判所では、憲法下における違憲状態の継続を合憲と判断した理由が、一般法(道路整備特別措置法やその後追加した関連の法律)が施行されているためだ、としました。

裁判所の判断は、一般法自体が目もくらむような長い年月(約68年間)を特別な扱いとして憲法を犯しているながら、例え悪法にあっても法律が存在するから違憲とせずに合法と判決したのです。

これに、原告側は、一般法の適用並びに歴史上の史実に基づけば、乱用の疑いが濃く、断じて受け入れられるものではないとして、上位の高等裁判所へ『控訴』を決定しました(10/8 提出済)

違憲判断は役務上、権限が与えられていない地方裁判所です。しかし、裁判とはいえ、心情を汲みとれない機械・事務的な判断によって、目前にある合法のみを判断素材とした判決には絶句です。

我々は、社員や家族や社会に「法律を守っていこうと自信を以て告げられるように正していく事」が必要ではないでしょうか？

正しい法律を生む場所は、立法機関、つまり『国会』しかありません。

*悪い法律を管理(断じて支配とは言えない)しているのが政府与党です。  
法律の存在により悪を生み出している事を知らないのかもしれない。  
法律を監視できていないから、現在のような悪い制度が続くと考えます。*

国会を運営する議員が、正しい心を持つ事により、「悪い法律による悪い時代」は是正されます！

小野寺会長と原告団は、改めて高等裁判所において、【違憲が古法の継続により齎されている】と断じて禁止を求めて参ります。

どうぞ会員・並びにオブザーバーの皆様、《訴訟の構え》並びに《社会活動の構え》を高めていく事で、悪政を正し、《請願の構え》を勝ち取れますようご支援並びに会員増強のお薦めを頂けますよう心からお願ひ申し上げます。

以上